

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

2 請願・陳情の審査

- (1) 請願第12号 高齢者介護や障害福祉を支える職員の処遇改善のために、国に対して介護報酬と障害福祉サービス等報酬の引き上げを求める請願

資料1 介護・障害福祉サービス等報酬について

資料2-1 介護職員処遇改善加算等の概要

資料2-2 福祉・介護職員処遇改善加算等の概要

資料3 全職種と介護職員の平均賃金と差分

資料4 令和6年度介護報酬改定に向けた今後の検討の進め方について(案)

令和5年11月22日

健康福祉局

介護・障害福祉サービス等報酬について

1 報酬・価格の決まり方

看護師等の賃金の原資は各分野の報酬・価格制度によるところが大きく、その報酬・価格の決まり方は後掲の表のとおりである。診療報酬及び介護・障害福祉サービス等報酬においては、単位数の設定に当たり人件費に係る具体的な基準は設けていない。他方、子ども・子育て支援新制度においては、公定価格は積上げ方式となっており、金額の設定において人件費が具体的に算定されている。

ただし、子ども・子育て支援新制度を含め、制度によって決まるのは各事業所への支払い額である。労働者への分配率や個別の労働者の賃金は当該事業所において決まることが基本であり、例外的に処遇改善加算等による加算分については労働者への分配等が制度上定められている。

2 処遇改善の仕組み

	介護・障害福祉サービス等報酬
報酬・価格の決まり方	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>実態調査で把握される施設や在宅サービスの類型ごとの収支状況等を踏まえ、その提供に要する平均的な費用の額等を勘案して、原則3年ごとに報酬を決定</u>
処遇改善の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・処遇改善加算：介護職員が対象 ・特定処遇改善加算：経験・技能のある介護職員に重点を置いた加算 <p>※平成21年以降、介護職員の処遇改善加算の創設や順次の拡充等の取組を実施。 ※加算の取得は、加算により取得される額以上の賃金改善が要件 ※障害福祉についても同様の仕組み</p>

介護職員処遇改善加算等の概要

1 経緯

時 期	内 容
<u>平成 21 年 10 月</u>	<u>介護報酬とは別に、職員1人当たり月額 15,000 円相当の「介護職員処遇改善交付金」の創設(財源は全額国費)</u>
平成 24 年 4 月	交付金による賃金改善の効果を継続する観点から、交付金を介護報酬に移行した「 <u>介護職員処遇改善加算(加算は3段階)</u> 」の創設
平成 27 年 4 月	資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の整備を進める事業所を対象として、職員1人当たり月額 12,000 円相当を上乗せした加算を拡充(加算が3段階から4段階に)
平成 29 年 4 月	昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みの構築を促すため、職員1人当たり月額 10,000 円相当を上乗せした加算を拡充(加算が4段階から5段階に)
令和元年 10 月	経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めるため「 <u>介護職員等特定処遇改善加算(加算は2段階)</u> 」の創設(他の介護職員などの処遇改善にこの収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、勤続 10 年以上の介護福祉士について重点配分)
令和 3 年 4 月	「 <u>介護職員処遇改善加算</u> 」の下位区分の廃止(加算が5段階から3段階に) 「 <u>介護職員等特定処遇改善加算</u> 」について、平均の賃金改善額の配分について、「 <u>経験・技能のある介護職員</u> 」は「 <u>その他の介護職員</u> 」の「 <u>2倍以上とすること</u> 」とするルールを、「 <u>より高くすること</u> 」とに見直し
<u>令和 4 年 2 月</u>	「 <u>コロナ克服・新時代開拓のための経済対策</u> 」(令和3年 11 月 19 日閣議決定)に基づき、 <u>介護職員を対象に、収入を3%程度(月額9,000 円)引き上げるための措置を、令和4年2月から前倒しで実施。「介護職員処遇改善支援補助金」の創設</u>
<u>令和 4 年 10 月</u>	「 <u>コロナ克服・新時代開拓のための経済対策</u> 」を踏まえ、令和4年10月以降について臨時の報酬改定を行い、収入を3%程度(月額平均 9,000 円相当)引き上げるための措置。「 <u>介護職員処遇改善支援補助金</u> 」を廃止し、「 <u>介護職員等ベースアップ等支援加算</u> 」を創設

2 賃金改善対象者

加算種別	対 象 者
<u>処 遇 改 善 加 算</u>	<u>介護職員</u>
<u>特定処遇改善加算</u>	A <u>経験・技能のある介護職員</u> (勤続 10 年以上の介護福祉士を基本) B <u>他の介護職員</u> (経験・技能のある介護職員を除く介護職員) C <u>その他の職種</u> (介護職員以外の職員)
<u>介 護 職 員 処 遇 改 善 支 援 補 助 金</u>	<u>介護職員</u> (事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができる)
<u>介護職員等ベースアップ等 支 援 加 算</u>	<u>介護職員</u> (事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができる)

なお、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)居宅療養管理指導、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、居宅介護支援、介護予防支援については加算算定対象外となります。

3 加算算定の要件

加算種別	加算算定の要件
処遇改善加算	① 【キャリアパス要件Ⅰ】 職位・職責等に応じた任用要件と賃金体系の整備 ② 【キャリアパス要件Ⅱ】 資質向上のための計画策定及び研修の実施等 ③ 【キャリアパス要件Ⅲ】 経験・資格等に応じた昇給の仕組み等の整備 ④ 【職場環境等要件 (ICT活用、介護機器導入等)】 1以上の取組
特定処遇改善加算	① 【介護福祉士等配置要件】 サービス提供体制強化加算の(Ⅰ)又は(Ⅱ)の区分算定等 ② 【現行加算要件】 処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかの算定 ③ 【職場環境等要件 (ICT活用、介護機器導入等)】 区分ごとに1以上の取組 ④ 【見える化要件】 特定処遇改善加算に基づく取組をホームページ等で公表
介護職員処遇改善 支援補助金	処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかの算定
介護職員等 ベースアップ等支援加算	処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかの算定

4 賃金改善(配分)方法

加算種別	賃金改善(配分)方法
処遇改善加算	介護職員の賃金(基本給、手当、賞与等)の改善
特定処遇改善加算	① 賃金(基本給、手当、賞与等)の改善 ② Aのうち1人以上は、賃金改善費用の平均額が月額8万円以上、又は改善後の賃金が年額440万円以上 ③ 賃金改善費用の平均額 Aの賃金改善費用の平均額 > Bの賃金改善費用の平均額 Bの賃金改善費用の平均額 ≥ Cの賃金改善費用の平均額×2
介護職員処遇改善 支援補助金	賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等(※)に使用 ※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ
介護職員等 ベースアップ等支援加算	賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等(※)に使用 ※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ

福祉・介護職員処遇改善加算等の概要

1 経緯

時期	内容
平成 21 年 10 月	福祉・介護職員の処遇改善を図る目的として、賃金改善に充当するために「福祉・介護人材の処遇改善事業」を創設。
平成 24 年 4 月	福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金による賃金改善の効果を継続する観点から、助成金を障害福祉サービス等報酬に移行し、福祉・介護職員の賃金月額 1.5 万円相当分の引上げ経費として、新たに処遇改善加算を創設
平成 27 年 4 月	現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる上乘せ評価（福祉・介護職員の賃金月額 1.2 万円相当分）を行うための新たな区分を創設。
平成 29 年 4 月	福祉・介護職員の技能・経験等に応じた昇給の仕組みを構築した事業者に対して、新たな上乘せ評価を行う加算を創設 職員 1 人当たり月額 10,000 円相当を上乘せした加算を拡充（加算が 4 段階から 5 段階に）
令和元年 10 月	経験・技能のある職員に重点化を図りながら、福祉・介護職員の更なる処遇改善を進めるため「福祉・介護職員等特定処遇改善加算（加算は 2 段階）」の創設（他の介護職員などの処遇改善にこの収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、勤続 10 年以上の介護福祉士等について重点配分）
令和 3 年 4 月	「福祉・介護職員処遇改善加算」の下位区分の廃止（加算が 5 段階から 3 段階に） 「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」について、平均の賃金改善額の配分について、「経験・技能のある障害福祉人材」は「その他の障害福祉人材」の「2 倍以上とすること」とするルールを、「より高くすること」とに見直し
令和 4 年 2 月	「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和 3 年 11 月 19 日閣議決定）に基づき、障害福祉職員を対象に、収入を 3% 程度（月額 9,000 円）引き上げるための措置を、令和 4 年 2 月から前倒しで実施。「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」の創設
令和 4 年 10 月	「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、収入を 3% 程度（月額平均 9,000 円相当）引き上げるための措置。「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」を廃止し、「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」を創設

2 賃金改善対象者

加算種別	対象者
処遇改善加算	福祉・介護職員
特定処遇改善加算	A 経験・技能のある障害福祉人材（勤続年数 10 年以上の職員を基本） B 他の障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材に該当しない福祉・介護職員等） C その他の職種（障害福祉人材以外の職員）
福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金	福祉・介護職員（事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができる）
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	福祉・介護職員（事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができる）

なお、就労定着支援、自立生活援助、地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援については加算算定対象外となります。

3 加算算定の要件

加算種別	加算算定の要件
処遇改善加算	<ul style="list-style-type: none"> ① 【キャリアパス要件Ⅰ】職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系の整備 ② 【キャリアパス要件Ⅱ】資質向上のための計画策定及び研修の実施又は機会の確保 ③ 【キャリアパス要件Ⅲ】経験・資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること ④ 【職場環境等要件】賃金改善を除く、職場環境等の改善
特定処遇改善加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを取得していること ・ 福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っている ・ 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること
福祉・介護職員 処遇改善臨時特例交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかの算定 ・ 令和4年2・3月(令和3年度中)から実際に賃上げを行っている事業所
福祉・介護職員等 ベースアップ等支援加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかの算定

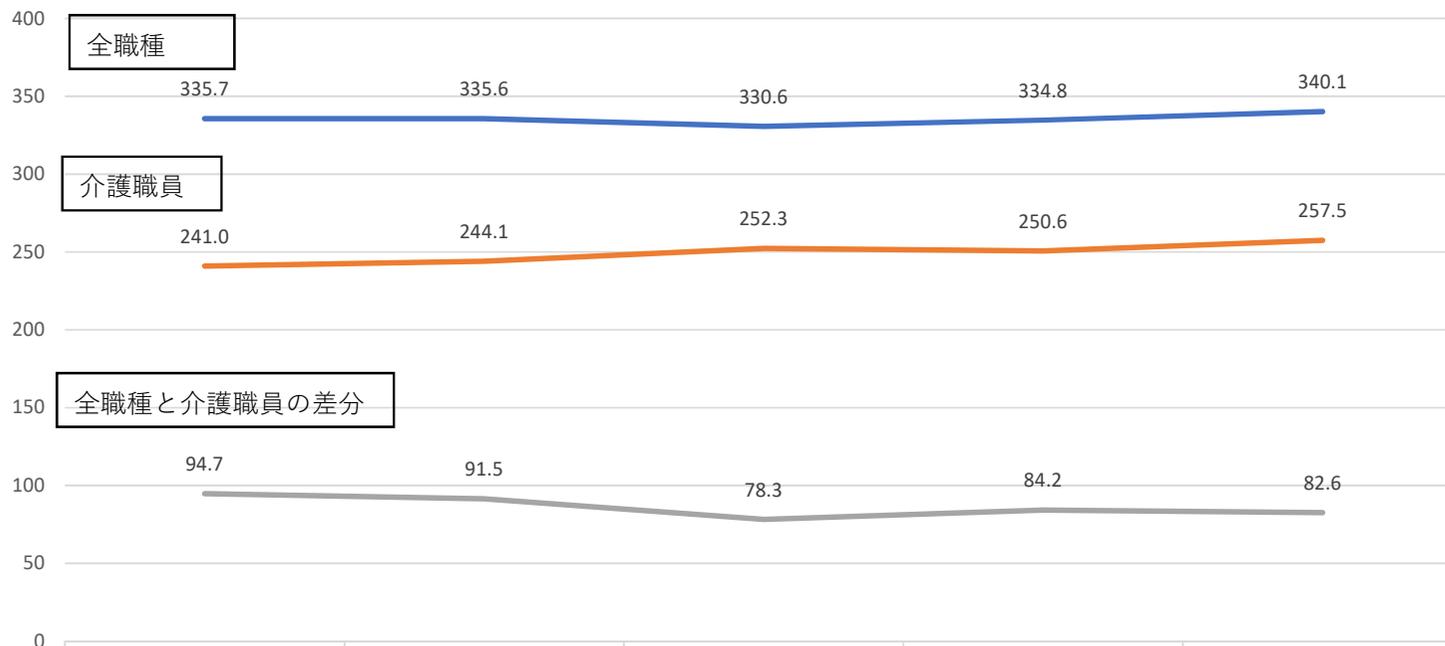
4 賃金改善(配分)方法

加算種別	賃金改善(配分)方法
処遇改善加算	処遇改善加算の算定額に相当する職員の賃金(基本給、手当、賞与等)の改善
特定処遇改善加算	<ul style="list-style-type: none"> ① 特定処遇改善加算の算定額に相当する職員の賃金(基本給、手当、賞与等)の改善 ② 経験・技能のある障害福祉人材のうち1人以上は、月額8万円の賃上げ又は年収440万円までの賃金増 ③ 次の平均処遇改善額に該当すること 「経験・技能のある障害福祉人材」 > 「他の障害福祉人材」 「他の障害福祉人材」 ≥ 「その他の職種」×2
福祉・介護職員 処遇改善臨時特例交付金	賃上げ効果の継続に資するよう、補助額の2/3以上は福祉・介護職員等のベースアップ等(※)の引き上げに使用すること ※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ
福祉・介護職員等 ベースアップ等支援加算	賃上げ効果の継続に資するよう、補助額の2/3以上は福祉・介護職員等のベースアップ等(※)の引き上げに使用すること ※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ

資料 3

全職種と介護職員の平均賃金と差分

(単位 千円)



	H30	R1	R2	R3	R4
全職種	335.7	335.6	330.6	334.8	340.1
介護職員	241.0	244.1	252.3	250.6	257.5
全職種と介護職員の差分	94.7	91.5	78.3	84.2	82.6

— 全職種 — 介護職員 — 全職種と介護職員の差分

厚生労働省 賃金構造基本統計調査
(H30～R4) より抜粋

令和 6 年度介護報酬改定に向けた今後の検討の進め方について (案)

- 令和 3 年度介護報酬改定においては、新型コロナウイルス感染症への対応の必要性を踏まえ、以下の 5 つの項目を柱とし、改定を行った。
1. 感染症や災害への対応力強化
 2. 地域包括ケアシステムの推進
 3. 自立支援・重度化防止の取組の推進
 4. 介護人材の確保・介護現場の革新
 5. 制度の安定性・持続可能性の確保
- 令和 6 年度介護報酬改定に向けては、診療報酬との同時改定であることや新型コロナウイルス感染症への対応の経験等を踏まえ、令和 3 年度介護報酬改定に関する審議報告及び令和 4 年社会保障審議会介護保険部会意見書における指摘などに基づき、各サービス種類毎の論点とあわせ、例えば以下のような分野横断的なテーマを念頭に置き、議論してはどうか。
- ・地域包括ケアシステムの深化・推進
 - ・自立支援・重度化防止を重視した質の高い介護サービスの推進
 - ・介護人材の確保と介護現場の生産性の向上
 - ・制度の安定性・持続可能性の確保

【スケジュール案】

令和 5 年

6 月～夏頃 : 主な論点について議論

9 月頃 : 事業者団体等からのヒアリング

10～12 月頃 : 具体的な方向性について議論

12 月中 : 報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・とりまとめ
 ※地方自治体における条例の制定・改正に要する期間を踏まえて、
 基準に関しては先行してとりまとめを行う。

令和 6 年度政府予算編成

令和 6 年1 月頃 介護報酬改定案 諮問・答申